

監査報告書

令和6年5月14日

学校法人宝仙学園
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人宝仙学園

監事 大澤 意宏

監事 大島 康志

私たちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人宝仙学園
寄附行為第34条の規定に従い、学校法人宝仙学園の令和5年度（令和5年4月1日から
令和6年3月31日まで）の学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状
況について監査を行った結果、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な
事実は認められず、いずれも適正に行われていることが認められました。

以上